

Title	土地台帳・土地共有者台帳の性格と機能 : 大阪府丹 南郡池尻村へど池池敷・堤塘の所有権をめぐって
Author(s)	山中, 永之佑
Citation	阪大法学. 2002, 52(3,4), p. 377-414
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54993
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

土地台帳・土地共有者台帳の性格と機能

大阪府丹南郡池尻村へど池池敷・堤塘の

所有権をめぐって―

Щ

中

は

ľ

め 次 に

目

土地台帳と登記簿との関連の法史学的考察(粗描)

へど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳から見た土地台帳・土地共有者台帳の性格と機能の問題点

へど池の歴史的沿革の法史学的考察(粗描)

永之佑

回 (三) 明治二三年九月一九日、大阪府訓令第五四号とへど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳の登録 (二) 土地台帳と明治二二年国税徴収法 (一)へど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳 事項 収税部出張所の職務と土地台帳・土地共有者台帳(とくにその摘要欄)の登録事項

<u>E</u>

明治二八年一月二六日、大蔵省訓令第四号、収税署事務取扱規程に規定する「所有権ノ歩合等」

(阪大法学) 52 (3・4-377) 925 (2002, 11)

む す Ų,

土地台帳・土地共有者台帳の性格と機能

へど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳の登録事項の意味

へど池池敷・堤塘の所有権者

じ め に

は

本稿は、大阪府(←河内国)丹南郡池尻村(1) (現大阪狭山市) に所在するへど池(へどう池、嘔ヶ池、 東大鳥池とも

機能を究明するとともに、 言われる)(調査概要] | 九七七年、二七頁参照 | 池敷・堤塘の所有権をめぐって係争中の訴訟において、原告にへど池池敷言われる)(大阪府教育委員会編『大鳥池遺跡試掘)池敷・堤塘の所有権をめぐって係争中の訴訟において、原告にへど池池敷 堤塘の所有権〝有りや無しや〟を判定するに当り、最重要の問題である旧土地台帳・旧土地共有者台帳の性格と(3) へど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳の登録事項の考察を行ない、へど池池敷

堤塘の所有権者を明らかにしようとするものである。

なように、この点は、本件訴訟においては、 焦点となる。私の知る限りでは、これまでこの点を明らかにした研究は無い。 この考察においては、とくに土地共有者台帳「摘要」欄の登録事項をどのような意味を有するものと解するかが 決定的に重要な意味を有するのである。その理由は、次のとおりであ しかし、後述するところから明らか

ತ್ಠ

紙の印刷された年代(務所において印刷一)から判断して、戦後、昭和三五年(一九六〇)三月三一日の法律第一四号、 鎖登記簿が無い。 大阪法務局美原出張所において調査したところによれば、 その登記簿(和四三年七月二六日に大字池尻のへど池池敷・堤塘の登記簿表題部所有権者欄登記が抹消される以前の)その登記簿(後述するように大阪府狭山町長の承諾に基づき、美原町長からの大阪法務局美原出張所への嘱託により昭) へど池池敷・堤塘については、 登記簿の閉鎖用紙=閉

不 用 以上の経緯から判断して、

へど池池敷・堤塘の所有権者は、

登記簿からは判定しえないものであり、

解しないまま登記簿表題部に移記されたと推定されることが判明したからである。 動産登記法の一部を改正する等の法律に基づいて、土地台帳と登記簿の一元化がはかられた際に、 には掲載できないが、 作成に当り土地台帳・土地共有者台帳の登録事項、 かし、この登記事項によって大字池尻(池尻村)は、 その登記事項は、 後掲へど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳から看取されよう。 とりわけ土地共有者台帳摘要欄の登録事項の持つ意味を へど池池敷・堤塘の "所有権無し" 登記簿は、 と判断され、 紙幅の制約上、 新に作成された 大阪府

平成二年(一九九〇)一月二八日、持分百分の四二は大阪狭山市 (昭和六二年一〇月一日、狭)より「真正な登記名義 復」を「原因」として、「東野財産区」に移転され、現在に至っているのである。 四二は狭山町(大字東野)、百分の五八は美原町 池尻は、 南河内郡狭山町長の承諾に基づき、美原町長からの大阪法務局美原出張所への嘱託により「錯誤」を理由に、 へど池池敷・堤塘の登記簿表題部の所有権者欄登記を抹消され、 (大字菅生・大字平尾)とされることになったのである。 へど池池敷・堤塘の所有権の持分百分の つまり、 へど池池敷・堤塘の さらに あ +

題部へ移記された登記事項によって、大字池尻は、へど池池敷・堤塘の所有権持分を失ったかたちになったのであ 地台帳・土地共有者台帳、とりわけ土地共有者台帳摘要欄登録事項の持つ意味を理解しないままなされた登記簿表 そして、このことが本件訴訟の基本的原因であり、 発端とも言うべきものなのである。

である。 土地共有者台帳の作成過程、 なお、 本件訴訟の原告は、 性格と機能およびへど池の歴史的沿革の法史学的考察によって判定するほかはないの 大阪狭山市東池尻地区会である。 以下、 本稿では、池尻村或いは大字池尻と言う。

告は、

大阪狭山市東野財産区、大阪府南河内郡美原町菅生地区会・菅生西領水利組合、

同美原町平尾区会·平尾西

阪大法学)52(3•4-379)927〔2002.11〕

土地台帳

田水利組合である。以下、本稿では、これらをそれぞれ東野村、菅生村、平尾村或いは大字東野、大字菅生、大字

平尾と言うことをおことわりしておきたい。(明治二二年の町村制施行により池尻村、東野村は狭山村

さて、一般に池敷・堤塘の所有権についての研究史は浅い。池敷・堤塘所有権に関して論及した論稿と言えども、

の関連で、池敷・堤塘が、宅地などに転用可能な土地として認識され、極端に言えば、水利や水の問題がどうでも その主たる論点は、水利権にあるものが多い。というのは、 いわゆる都市化の進行にともなう農地の宅地化現象と

よくなったという情況が生れたのは、最近二○年余の間のことだからである。

その基本的原因が、

基準を論究した研究は、ほとんど無いという現状にあると言っても過言ではない。 (4) た。そのような情況のもと、河泉地方における池敷・堤塘の所有権をめぐる争訟について、それを明確に判定する 行の激化にあることは言うまでもない。それ以前は、池をめぐる争訟は、水利権をめぐる争訟が主たるものであっ

って潅漑が行なわれている特徴のある地域である。しかも、溜池は厳密に言えば、それぞれ固有の歴史的沿革を有 とくに、本件へど池の所在する河内地方は、泉州地方とともに溜池が多く、大部分の田畑は、これらの溜池によ

ないのである。 しており、他をもって本件へど池敷・堤塘所有権の主体を軽々には判定しえないことも注意しておかなければなら 従って、本稿においても、当然、へど池の歴史的沿革についての詳細な法史学的考察を行なわなければならない

が、 詳細な法史学的考察は別稿にゆずり、本稿では、まず主題の論述に必要かつ最

小限の範囲で、 残念ながら紙幅の余裕が無い。 粗描を行なうこととしたい。

田中角栄元首相の『日本列島改造論』(一九七二年発表)を契機とする地価暴騰と都市化の進 (2002, 11) (阪大法学) 52 $(3 \cdot 4 - 380)$ 928

て、

まず「明和九年

(一世生) 辰三月

河州丹南部東野村明細帳」の該当箇所 (前掲『狭山町史』第)を掲げる。

へど池の歴史的沿革の法史学的考察(粗描)

陣屋 このことは、 たるまで維持してきたのである。 尻村が狭山藩領であることは明確になっている (『狭山町史』第一巻、本文編、一九六)。 そして狭山藩の本拠地とも言うべき またへど池が所在する池尻村が所属する狭山藩の第一代藩主北条氏盛(一五七七~一六○八)の時代には、 ど池が築造された時期は、 (上屋敷) 池尻村に所在するへど池池敷・堤塘が他領に属する可能性は、本来的、 の春からである 「享和二年 (一山中注) 池尻村明細帳」 (「狭山町史」第二巻、史料編) に「大鳥池、 が池尻村に定められたのは、 (五五二頁、井上薫執筆参照)。 以来、(前掲『狭山町史』第一巻、)。 以来、 大阪府教育委員会の調査によれば、 その池尻村に狭山藩が成立する「近世初頭」にへど池が築造されたのである。 第二代藩主北条氏信(一六〇一~一六二五)の時代の元和二年(一六 池尻村は、狭山藩の中枢地域としての位置を幕末・ 「近世初頭」と考えられている (査概要) 二五頁参照)。 基本的には考えられないのである。 中之池」に続いて「扁どう池 廃藩にい 既に池 従

に所在するが、後述するように他領に属する東野村、菅生村、平尾村三か村の用水であったのである。 (へど池を指称している-次に、この用水は、どのような性格のものであったかを検討しておきたい。このことを検討するための史料とし 右に紹介した「享和二年池尻村明細帳」に記載されているように、 共池尻村在之、東野村、 -山中注)」と記載され、続いて「三ヶ所(大鳥池・中之池・へど池を指称している-菅生村、平尾村用水」(傍点は山中)と記載されていることによっても実証されよう。 へど池は、大鳥池、 中之池とともに、 池尻村

用水之義ハ東野村秋元様高木様、 同高木様御知行所菅生

(阪大法学) 52 (3•4-381) 929 (2002.11)

村 石原清左衞門様御代官所平尾村三ヶ村用水ニ而御座れ、 御普請御入用之義ハ四分弐厘東野村御入組、 弐分

九リ菅生村、弐分九リ平尾村古來ゟ如此割賦仕い、

但御普請御入用、其外人足扶持、

御地頭様方ゟ被成被下い、

字上大鳥池 長百五拾間横五拾三間半 反別弐町壹反歩

但シ同断

同所權兵衞除、 幅六間、 石垣、 處木弐拾三通

右同断

字東大鳥池 反別弐町七反五畝歩

右同断

東野村は、

横七拾五間 し

産区)の一つである。右の史料に記載されている東大鳥池は、へど池の別称である。右の史料に見られるように、 「大鳥池」について「付けたり書」=補足説明が付されている。この説明が「右同断」(右に同じの意味である) であ 館林藩(秋元但馬守)・丹南藩(高木主水正)に属する (前掲『狭山町史』第一巻、) 被告村(大字東野=東野財館林藩(秋元但馬守)・丹南藩(高木主水正)に属する (前掲『狭山町史』第一巻、) 被告村(大字東野=東野財

るとして「東大鳥池」=へど池についても同じように当てはまることが示されている。

之義ハ東野村秋元様高木様 (離牀溝、丹南)、同高木様 (丹南溝-) 御知行所菅生村、石原清 左衛門 様御代 官所 平尾 村 して、へど池が、東野村から見れば他領である狭山藩領内の池尻村にあることを明確に示している。ついで「用水 いて考察しておこう。この説明は、まず東大鳥池=へど池が「御他領北條豊吉様御知行所池尻村領内ニ御座い」と 次にこの説明について検討することにより、被告東野・菅生・平尾三か村(大字)のへど池用水利用の性格につ

(阪大法学) 52 (3・4-382) 930 [2002, 11]

見ても、

へど池池敷・堤塘の所持→所有権は、本来的、基本的には、池尻村にあったと考えるのが自然である。

さらに続いて「御普請御入用之儀ハ、四分弐厘東野村御入組、弐分九リ菅生村、弐分九リ平尾村古来6如此割賦仕 はほとんど用いられず、専ら他領に属する被告三か村の潅漑用水として用いられてきたことも明確に示している。 村(大字)の「用水」であること、すなわち、へど池は、狭山藩領の池尻村にありながら池尻村の潅漑用水として (二九頁~五三○頁、福島雅蔵執筆参照、──山中注) 三ヶ村用水ニ而御座い」と記載して、へど池が被告東野・菅生・平尾三ヶ(幕府領。『美原町史』第一巻本文編、一九九九年、五) 三ヶ村用水ニ而御座い」と記載して、へど池が被告東野・菅生・平尾三ヶ

分弐厘、菅生村、 平尾村が弐分九厘づつ「古来」から「割賦」してきたとしているのである。

い」と記載され、「御普請御入用」、すなわち、用水利用に必要な池の修築およびそれに要する経費は、

東野村が四

|賦」とは、周知のように、本来、年貢とか租税の意味である。そして、それを被告東野•菅生•平尾三か村 子

l, れ が分割負担してきたと言うのである。このことは、池の修築およびそれに要する費用は、一種の公課と考えら しかも、但し書によれば、「御普請御入用、其外人足扶持」、すなわち、池の修築に要した費用や人足の賃金は、 その公課を三か村の用水利用比率(前掲『狭山町史』第一巻、二)に応じて負担してきたことを示すものにほかならな

土地共有者台帳の性格と機能 土地台帳・ それはへど池池敷・堤塘に対して「支配進退」というような所持者としての権限行使の態様ではなかったのである。 三か村(大字)のへど池に対する権利行使の態様は、 下付してきたものと言えよう。 三か村の「御地頭様方ヨリ被成下い」と記され、三か村の所属する各領主から下付されていたことが判明するので ある。領主としては、 以上のようなへど池の歴史的沿革の法史学的考察(粗描)と相互に他領を侵さないという幕藩領主制の原則から 上述のへど池についての「明和九年辰三月河州丹南部東野村明細帳」の「付たり書」= 補足説明の考察から被告 年貢米等の徴収に不可欠な田畑の潅漑用水の確保に必要な池の修築費用を一種の恩恵として 用水利用権の範囲にとどまるものと判定することができる。

(阪大法学) 52 $(3 \cdot 4 - 383)$ 931 (2002, 11)

ど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳の登録事項の考察を行ない、へど池池敷・堤塘の所有権者を明らかに しようとするものであるが、その前提として、まず次章では、土地台帳と登記簿との関連の法史学的考察を行なう このような法史学的考察をふまえて、本稿は、土地台帳・土地共有者台帳の性格と機能を究明するとともに、へ

一 土地台帳と登記簿との関連の法史学的考察(粗描)

どめることをおことわりしておく。 土地台帳と登記簿との関連を前者に重点を置いて法史学的考察を行なうが、紙幅の制約上、 粗描にと

七年(一八八四)一二月一六日、大蔵省第八九号達「地租ニ関スル諸帳簿様式」による町村戸長役場所管の公簿 土地台帳が最初に設けられたのは、地租条例(明治一七年三月一五日、太政官第七号布告)の施行に基づく、明治

としてである。

地租条例によって、明治六年(一八七三)七月二八日の地租改正に関する諸法令は、すべて置きかえられた。地租

頁、福島正夫執筆参照)。この地租条例公布の明治一七年の一二月には、既述したように大蔵省第八九号達「地租ニ関スー九七五年、二六九)。この地租条例公布の明治一七年の一二月には、既述したように大蔵省第八九号達「地租ニ関ス この地価は、掛官が人々に不満があれば、再改正で是正するからとなだめて決定したものである (疣専里) 山川出版社 というのは、 改正ヲ要スルトキハ前以テ布告スヘシ」と、政府が国民に課する地租について全権を把握していることを規定した。 条例は、全文わずか二九条であったが、詳しい手続は施行条例で定められた。地租条例第八条は、「一般ニ地価 地租は「地価」を基準として決定されたからである。地価は、地租改正によって調査、決定された。

ル諸帳簿様式」が制定され、北海道を除く諸府県に達せられたのである。

(阪大法学) 52 (3・4-384) 932 (2002.11)

先掲法律第一三号とともに、

また土地台帳規則は、

また土地台帳規則の公布に遡ること九日、

る (七一頁、福島正夫執筆参照) o (前掲北島『土地制度史Ⅱ』二)o 入を得るためであった。このことは、 行された登記法は、 ニアル」(『強明七至九、八六六頁)と述べていることからも実証される。 公証ノ式ヲ付スルタメ之ヲ官ノ簿冊ニ記入スル」ことで、登記法「ヲ制定スル所以ハ証書ヲ確定シ歳入ヲ増加スル ついで、 明治一九年(一八八六)八月一三日には、 土地取引(売買・担保)と直接に関連するものであるが、 同法を制定することを求めた上申書が「登記トハ諸証書及ヒ其ノ他ノ文書ニ 法律第一号、 登記法が公布された。 従って、 登記法は租税法との関連が深いのであ 同法が制定された要因は、 翌二〇年二月一日より施 登記税収

三つであった(七二頁、福島正夫執筆参照) される権利は所有権・抵当権(現在の用語では、 登記法の施行は、従来と比べ、新たな登記料はかかるし、 登記業務は、 司法省で管轄し、 治安裁判所で取り扱われた。 抵当権と質権)・執行上の抵当権 手続もめんどうであったため不評であったが、 登記の目的物件は、 (現在の用語では、 地所・ 建物・ 船舶の三 所有権の制限) 種 土地取 登記 の

タル地価ニヨリ其記名者ヨリ徴収ス」というのが法律第一三号の全文である (頁←二七三頁、福島正夫執筆参照) 「七二]。 残っていた地券の制度は、 引が拡大、発展するにつれ、 (七二頁、福島正夫執筆参照)(前掲北島『土地制度史Ⅱ』二)。 明治二二年(一八八九)三月二三日には、 同日、 漸次活用されていった。 法律第一三号によって完全に廃止された。「地券ヲ廃シ地租ハ土地台帳ニ登録シ 勅令第三九号で土地台帳規則が制定された。これとともに遺制として しかし、 登記料収入は、 政府の期待したほどではなか つった $(3 \cdot 4 - 385)$ 933

第一条において「土地台帳ハ地租ニ関スル事項ヲ登録ス」と規定している。 土地台帳が地租課税台帳であることを明確にしたものである。 明治二二年三月一四日には、法律第九号、国税徴収法が公布 この規程は、 (施行四 (阪大法学) 52

月一日)され、それにともない、同年五月九日、勅令第六三号でもって「明治二十二年七月一日以降各郡市役所所

在地ニ府県収税部出張所ヲ設ケ収税属」に土地台帳に関する事項(事務)や国税に関する事項(事務)などを取り扱

わせることになった。左に勅令第六三号を掲げる。

朕国税事務取扱ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 揅

明治二十二年五月八日

大蔵大臣伯爵

松方正義

内閣総理大臣伯爵

黒田清隆

勅令第六十三号(官報 五月九日)

明治二十二年七月一日以降各郡市役所所在地ニ府県収税部出張所ヲ設ケ収税属ヲシテ左ニ掲クル事項ヲ取扱ハ

シム

土地台帳及地図ニ関スル事項

国税ヲ課スル諸営業鑑札下付ニ関スル事項

船車検印ニ関スル事項

諸印紙売下ニ関スル事項

市ノ国税徴収ニ関スル事項

国税徴収法第十一条第十二条中収入官吏ノ職務ニ関スル事項

右の勅令の立法理由を示す「閣議請議書」(に再論する。――本稿四〇四頁参照.

)をまず掲げる。

(阪大法学) 52 (3・4-386) 934 (2002.11)

右の

房一第二四二号

税ノ減少方ハ内務大臣ニ協議シ府県知事ニ指示スル所アラントス茲ニ別紙勅令案ヲ具シ閣議ヲ請フ 配置シテ其整理ヲ図ラシムヘシ果シテ然ルトキハ郡役所ノ事務ハ其十中ノ三ヲ除クコトヲ得ン因テ生スル地方 移シ仍ホ市ノ徴税事務船車ノ検印営業鑑札ノ下付及ヒ印紙売下ケ等ノ事項ヲ併セ各郡市役所所在地ニ収税属ヲ モ其制宜シキヲ得タリト謂フ可ラス宜シク今ニ迄テ土地台帳ニ係ル事務及国税収入事務ヲ以テ府県庁ノ直管ニ ヲ要スルノミナラス今日ノ事体地方税ノ支弁ニ係ル郡役所吏員ヲシテ之ヲ担当セシムルハ行政費ノ区別ニ於テ ス又国税収入事務ノ如キハ従来郡長ニ委任シアルモ其事タル国庫ノ事務ト密接ノ関係ヲ有シ啻ニ其整理ノ至捷 質入ニ依リ登録ヲ要スルモノ年々数百万筆ニ上リ其事務ノ繁雑ナル固ヨリ他ノ行政事務ヲ処理スルノ比ニアラ 土地台帳 地租ヲ徴収スルノ原簿ニシテ其登録スル所最モ正確ナラサル可ラス而シテ土地ノ異動所有ノ移転及

内閣総理大臣伯爵 黒田清隆殿

明治二十二年四月二十五日

道 集日济降厕

『公文類聚』第一三編巻二官職門一—五三、国立公文書館所蔵文書]

大蔵大臣伯爵松方正義

印

「閣議請議書」は、明治二二年(一八八九)五月九日、勅令第六三号によって「明治二十二年七月一日以降

モノ年々数百万筆ニ上リ其事務ノ繁雑ナル固ヨリ他ノ行政事務」の処理と比較することができないほどであるうえ のように述べている。 すなわち、 国税収入事務は、従来、郡長に委任されていたが「土地ノ異動所有ノ移転及質入ニ依リ登録ヲ要スル

各郡市役所所在地ニ府県収税部出張所ヲ設ケ収税属」に土地台帳や国税に関する事務などを取り扱わせる理由を次

はない。そのために「土地台帳ニ関ル事務及国税ニ係ル事務及国税収入事務ヲ以テ府県庁ノ直管ニ移シ」それらの 事務を地方税によって給料が支払われている郡役所吏員に担当させることは「行政費ノ区別」のうえからも適切で 土地台帳は 「地租ヲ徴収スルノ原簿」であり、その登録には「最モ正確」を必要とするものである。これらの $(3 \cdot 4 - 388) 936$ (2002, 11)

二収税属ヲ配置シテ其整理ヲ図ラシムヘシ」とする、と述べているのである(と後税機構の整備」阪大法学三九巻三・四号、一九の代表のである(なお、この点について中尾敏充「市制町村制の制定 事務だけでなく「市ノ徴税事務船車ノ検印営業鑑札ノ下付及ヒ印紙売下ケ等ノ事項」も併せて「各郡市役所所在地

る。現在、法務局に保管されている登記簿は、この不動産登記法により編製されたものであり、明治一九年(一八 八六)登記法=旧登記法によって編製された登記簿は、全く保管されていない。 れた。この不動産登記法は、その後、何回かの改正を経て現在に至っているが、同法は、まぎれもなく現行法であ その後、 明治三二年(一八九九)二月二四日、法律第二四号、不動産登記法が公布され、六月一六日から施行さ

和四二年(一九六七)三月二〇日、民事甲第六六六号法務省民事局長通達、登記簿・台帳一元化実施要領等によっ 土地台帳と登記簿の一元化がはかられた。この一元化作業は、同年四月一日、民事甲第六八五号民事局長通達、昭 て行なわれ、昭和四六年(一九七一)三月末までかかって完了したとされている (日本加除出版、二〇〇二年、四三頁参照) 昭和三五年(一九六〇)三月三一日の法律第一四号、不動産登記法の一部を改正する等の法律によって土地台帳 昭和三五年(一九六〇)三月三一日の法律第一四号、不動産登記法の一部を改正する等の法律に基づいて

(法) は、廃止された。

(阪大法学) 52

へど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳から見た

Ξ

土地台帳・土地共有者台帳の性格と機能の問題点

登録事項等について検討し、同時に土地台帳・土地共有者台帳の性格と機能についても追究していきたい

第二章に述べたような法史学的考察を前提として、本章では、

へど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳の

問題点の指摘およびそれらに対する私見を述べることが中心となる。私見のよってきたる理由についての考察は、 ただし、本章では、本稿の主題を読者に理解していただくために、専ら本稿の主題に関する史(資)料の紹介と

(一)へど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳 まず本稿におけるもっとも重要な検討対象の一つであるへど池池敷・堤塘の土地台帳

(図I)·土地共有者台帳

むすびにおいて行なうこととする。

(図Ⅱ) (出張所保管文書) を掲げる。 へど池池敷・堤塘の土地台帳は、明治二二年(一八八九)三月二三日、勅令第三九号、土地台帳規則に基づいて

定められた様式(この様式は、明治二二年七月一日、大蔵省訓令第四九号、土地台帳様式調整方によって定められている)

この明治二二年様式の土地台帳は、一般に明治二二年から二五年(一八九二)にかけて調整(作成)されたと言わ のものである。従って、へど池池敷・堤塘の土地台帳は、明治二二年七月以降に作成されたことは間違いがない。

れている (おまう考察③] 登記研究、四二二号、一九八三年、六〇頁参照) 土地台帳の作成は、れている (新井克美『公簿地積及び公図の沿革並びに地積更正手続等に関)。 土地台帳の作成は、 もちろん単独所有地についても共

土地共有者台帳は、大阪府においては、後述するように、明治二三年(一八九〇)九月一九日の大阪府訓令第五

有地についても行なわれている。

(阪大法学) 52 (3・4-389) 937 (2002.11)

(図I) へど池池敷・堤塘の土地台帳

	(LII) CIEIEM							2 92.40 工地自報							
									ì	留也	地		字		
_									0 (三四九一七	地租價圓	别	幅ケ		
色											名稱	内步	池		
Ę									堤塘	弐十一歩 三反九畝		外步	地番		
	HE	п	88	88	00			-		卅四年外書分割ニ付ニヲ付シ別紙ニ	沿		千九百十番一		
	明 月治 日年	明 月治 日年	明 月治 日年	明 月治 日年	月 日 日 年	明 月治 日年	明 月治 日年	明 月治 日年	明 月治 日年	明 月治 日年	登記年月日				
					-	-		•	•	事故			等級		
大 反							,				質取主住所	F I	等		
等	·	-	-							共有 地	質取主氏名	f i			

地目 溜池 字 地地段 租價別 三四 圓圓反 区 九 = 0 0 ケ 七 <u>þ</u> 池 名 内 ŧ 稱 歩 Ĩ 0 廿一歩 三反九畝 ž 名 外 堤 地 ₹ 塘 稱步 番 Ę 歩合関セズ 千九百拾番 四步貮厘 摘 五歩八厘 要 共有者住所 平尾村 소 0 0 大字平尾 共有者氏名 大字菅生 大字東野 大字池尻 等級 事 ۲ 乊 故 Ŧ

甲號

四号の施行以降に作成されたものと考えられる。従って、へど池池敷・堤塘の土地共有者台帳は、この訓令によっ

て「(土地)共有者名簿」が市区役所・町村役場から収税部出張所に「差出」された明治二三年一〇月二〇日以後

(二) 土地台帳と明治二二年国税徴収法

に作成されたものと推定される(〜三九七頁参照)。

するものである。その意味で、土地台帳は、所有権の内容を登録することがあっても、その内容はあくまでも地租 既述したように、明治二二年(一八八九)土地台帳規則第一条によれば、「土地台帳ハ地租ニ関スル事項ヲ登録」

照)をまず第一に認識しておかなければならない。しかし、地租を課するためには、土地所有者を確定することが 当然の前提となる。それ故、土地台帳は、第二義的には土地所有者(国家にとっては納税人)を確定する台帳として 池池敷・堤塘の土地台帳は、 の役割も持っていたのである(この土地台帳のもつ二様の役割については、後述する)(四〇六頁参照))。従って、明治二 に関する事項であることは明白である。 つまり、土地台帳は、第一義的には国家=大蔵省が地租を課税するための施設=台帳なのである。従って、へど 地租課税台帳であり、登録事項は、地租課税のためのものであること (後述本稿三九三頁

(阪大法学)

52

 $(3 \cdot 4 - 392) 940$

字番号地目、段別、等級、地価、地租、所有者及質取主ノ住所氏名ヲ登録スベシ」(傍点は山中)と規定している

二年(一八八九)四月一日、大蔵省令第六号、土地台帳規則施行細則第一条も「土地台帳ハ市町村ニ区別シ土地ノ

→所有と推定することが自然であるへど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳において、何故「大字池尻外三 上述した土地台帳の役割をふまえて、次節闫では、既述したように、本来的、 基本的には池尻村 (大字) の所持

ケ大字」共有地として登録されたのかなど、その登録事項の問題点を指摘するが、ここでその前提として、土地台

(2002, 11)

帳と明治二二年三月一四日公布の国税徴収法との関連を見ておきたい。

ヲ明カニ」すること、「徴税上官民ノ権利義務ニ関スルニ、三ノ要則ヲ規定スルノ必要アル」ことの二点が挙げら 国税徴収法の立法理由としては、大蔵省請議によれば、市制町村制の施行にともない「国税徴収上市町村ノ関係

れている (『法規分類大全』第二編巻「〇、)。 この立法理由に見られるように、国税徴収法第二条は「市町村ハ其市町村内

ても、先掲明治二二年五月九日、勅令第六三号の立法理由 (トニヘトロクク無゚) に見られたように、 いるのである。このように市制町村制の施行にともない市町村に対して地租徴収を義務付けることとの関連にお .地租ヲ徴収シ之ヲ金庫ニ納付スルノ義務アルモノトス」と規定して、市町村に国税たる地租の徴収義務を課して 土地台帳を「地租ヲ

徴収スルノ原簿」として、その登録に「正確ヲ」期する必要があったと言わなければならない。そのことが、徴税

も国税徴収事務の整備・強化にあったといえよう (二・三号、一九九二年、二二二頁~二二三頁、同前掲「市制町村制の制定と後税機構のも国税徴収事務の整備・強化にあったといえよう (中尾敏充「一九〇二(明治三十五)年税務管理局・税務署官制の意義」阪大法学四二巻 地台帳に関する事務や国税徴収事務などが、その出張所に配属された収税属によって処理されることになった意味 事務の整備・強化につながることは言うまでもない。府県収税部出張所が設置され、従来郡長に委任されていた土

訓令第五四号 (第四三三号所収) が発せられたのである。 こういった経緯の中で、 本件へど池が所在する池尻村を管轄する、 大阪府の明治二三年(一八九〇)九月一九日、

まず、 明治二三年九月一九日、大阪府訓令第五四号とへど池池敷・堤塘土地台帳・土地共有者台帳の登録事項 大阪府訓令第五四号を掲げる。

在」をもって、「別紙様式」により「共有者名簿ヲ各地主ニ」「調製」させ、同年「十月二十日」を「期限」として、 「二人以上ノ共有(中略―山中注) **ニ係ル土地」について、明治二三年(二八九〇)「八月三十一日現**

(阪大法学) 52 (3.4-393) 941 (2002.11)

【歩合共有ノモノハ其歩合ノ契約ヲ簡明ニ記スヘシ 】 「本欄へハ歩合共有ト平等共有トノ別ヲ記載シ而シテ】	摘要	(鍬下年期等ハ地租ノ左側へ記載スヘシ(坪)名稱ヲ本地段別(地坪)ノ腹書ニ掲ケ免租、(内外書水掻池、淵、水通、蛙畔ノ類ハ其段別(地)	此地租何程	此地價何程	一何(地目)段別(地坪)何程	字何	何番	大 字 何	物件	土地共有者名簿	明治二十三年九月十九日	有者名簿ヲ各地主ニ於テ調製セシメ來ル十月二十日限之ヲ取纏メ所管収税部出張所へ差出スヘシ	二人以上ノ共有 (- 郡沛區者シクハ - 町村一) 二係ル土地ハ明沖			大阪府訓令第五十四號
				(以下此例ニ傚ヒ列記スヘシ)		氏 名印	何番地(屋敷)	何府(縣)何郡(市區)何町(村)大字何	共 有 者 住 所 氏 名	何郡(市區)何町(村)	大阪府知事西村捨三	之ヲ取纏メ所管収税部出張所へ差出スヘシ	ニ係ル土地ハ明治二十三年八月三十一日ノ現在ヲ以テ別紙様式ニ據リ共	町村役場	市區役所	

〔大阪府公文書館所蔵文書〕 (以下略—山中注)

次に、この訓令の解釈について私見を述べておこう。

この訓令の解釈について、

もっとも問題となるのは、この訓令の

「摘要」欄の規定「歩合共有ト平等共有トノ別

二係ル土地」に対する課税に関するものであり、地租を納めるに際して納税者が、どのような「歩合」=割合で負 ヲ記載シ歩合共有ノモノハ其歩合ノ契約ヲ簡明ニ記スヘシ」である。この規定は、あくまでも「二人以上ノ共有……

フケ側二七三番の田地の土地共有者台帳 (図皿) (出張所保管文書) の前に綴られている土地台帳 (約上、掲載は省略する を命じたものと解すべきである。このことは、次に参考資料として掲げた大阪府古市郡軽墓村(現羽曳野市軽里) 担するかという意味で、「歩合共有ト平等共有トノ別ヲ記載シ歩合共有ノモノハ其ノ歩合ヲ簡明ニ記」すべきこと

欄

の「所有(質取)主氏名」欄に「浅野富三郎外十九名」と登録され、 同田地の土地共有者台帳(図皿)「摘要」

浅野富三郎外一九名(後の二名は省略する)の氏名が登録されていることからも実証される。これはまさに「平等共 に「平等共有」という明治二三年大阪府訓令の「摘要」欄の規定どおりの文言が登録され、「共有者氏名」欄に は

(2002, 11)

943

有」の文言によって浅野ほか一九名が地租の平等負担者であることを登録したものにほかならないのである。 このように土地共有者台帳の摘要欄に「歩合共有」(共有の「歩合」)、「平等共有」などの文言が登録されるに至

土地共有者台帳の性格と機能 地)共有者名簿」が「所管収税部」に「差出」された明治二三年一○月二○日以後の時点ではないかと推定される。 ってへど池池敷・堤塘の共有者名簿が「所管収税部出張所」に「差出」された以後の時点ではないかと推定される。 ったのは、既述したように土地台帳が作成された後か、或いは作成されつつある頃に先掲大阪府訓令によって「(土 従って、へど池池敷・堤塘の土地共有者台帳摘要欄への「歩合(二)関セス」等の登録も、 同じく大阪府訓令によ

52 (3.4-395)

この推定は、へど池池敷・堤塘の土地共有者台帳摘要欄の「歩合(ニ)関セス」等の文字を登録している文字の筆跡

(図Ⅲ) 大阪府古市郡軽墓村 (現羽曳野市軽里) フケ側273番の土地共有者台帳

_			1							<u> </u>			 ٦
						-		田		‡	也	字	
上 也							貮 三三〇	九三一八〇	一三貮五	租化	段別反	フケ	
Ė.						,				名	内		
共 新								+		稱名	步外	地	
										稱	步	番	
Ę									平等共有		寄	貮百七拾三番	
										共不 存在历	· 宇宇主斤	番	
	浅野音吉	浅野清助	梅原新平	塩野又吉	麻宗吾	麻福松	浅野冨三郎		浅野誠太郎	まれる	も 事 も ら に に に に に に に に に に に に に	等級	
							CIA		נוע	1	1		
τ										Ę	F		
į													
f										古	Ý		

に規定された収税部出張所

(収税属)

が文字どおり国税(地租等)徴収機関であることも示しているのである。

従

条中収入官吏ノ職務ニ関スル事項」(傍点は山中)(5)・・・・・・・

を挙げ、

先揭明治二三年

(一八九〇)

九月、

た先掲同年五月九日勅令第六三号は、

の差異を示すことができない)。念ながら印刷の都合上、筆跡)。 が 「共有者氏名」等を登録している文字の筆跡と明らかに異なっていることからも 確 認され ょ う (稿だし、 残本

上述のように判断される理由は、 既述したように収税部出張所は、 明治二二年五月九日の勅令第六三号 (本稿三八

によって土地台帳に関する事務も取り扱ったからである。このことから土地共有者台帳に関する事務も収税部出張 (→直税署→収税署)(後税機構の整備」三四五頁以下参照)が当然に取り扱ったと言うことができる。というの は 述

既述したように、 土地台帳は、地租課税台帳である。登記簿はいうまでもなく、土地・家屋等の所有権を登記す

有するものと考えられるからである。

(六頁参照) するように、土地共有者台帳は、(本稿四〇)

土地共有者の土地台帳を補完する土地台帳とも言うべき性格と機能

る公簿である。このことは、明治二二年(一八八九)三月二三日の土地台帳規則第三条が「登記所ニ於テ土地所有

ことによっても確証される。「登記所ニ於テ土地所有ノ移転及質入ノ登記ヲ為シタルトキ」や ヲ得タルトキ竝ニ住所氏名異動ノ届出ヲ得タルトキハ直ニ土地台帳ヲ訂正スヘシ……」(傍点は山中)と命じている・・・・・ 簿こそが土地所有を公示する公簿であることを明示するものである。 其 、ノ解約ニ係ル登記所ノ通知」には、 登記簿への登記が当然の前提となっているからである。このことは、 「土地所有ノ移転又

府県収税部出張所の収税属の職務として「国税徴収法第十一条第十二 大阪府訓令第五四号 (阪大法学) 52 $(3 \cdot 4 - 397)$ 945 (2002, 11)

って、先掲明治二三年九月、大阪府訓令第五四号の摘要欄に規定された「歩合共有」(共有の「歩合」)、「平等共有」

(2002.11)

の地租負担の歩合=割合を示したものと考えなければならないのである。 と言うような所有権関係を示すと見られるような文言は、持分権の歩合を示すことによって、実体的には共有権者 もし、へど池池敷・堤塘の土地共有者台帳の大字池尻についての「摘要」欄の「歩合(二)関セス」との登録事項 (3•4-398) 946

池池敷・堤塘土地共有者台帳の「共有者氏名」欄に「大字池尻」を筆頭に「大字東野、大字菅生、大字平尾」と登 池池敷・堤塘土地台帳の「所有(質取)主氏名」欄に「大字池尻外三ケ大字共有地」と登録されている事実、 を『大字池尻(池尻村)に、へど池池敷・堤塘の所有権無し』との記載であるとするならば、この登録事項とへど

録されている事実を整合性をもって理解することはできない。

へど池池敷・堤塘の土地台帳「所有(質取)主氏名」欄、およびへど池池敷・堤塘の土地共有者台帳の「共有者

(阪大法学)

を、実体的には、地租負担(税額)の歩合=割合を登録したものと解するのが、もっとも合理的かつ妥当であると 氏名」欄と「摘要」欄、それぞれの登録事項を矛盾なく整合性をもって理解するためには、「所有(質取)主」・ 「共有者氏名」欄を文字どおり(納税人としての)所有権者の氏名を登録したものと解し、「摘要」欄の登録事項

考えられるのである。これらのことは、へど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳についてだけではなく、当

然のことながら土地台帳・土地共有者台帳について一般的に妥当する考え方であると言わなければならない。 次に、上述のように考えられる理由をさらに示しておこう。

(四)収税部出張所の職務と土地台帳・土地共有者台帳(とくにその摘要欄) の登録事項

明治二二年(一八八九)九月二四日、法律第二三号をもって国税徴収法第八条の規定が改正される。その改正は、

国税徴収法第八条により町村に関する徴税令書を郡長が発するように規定されていたのが、その後、明治二二年五

えるとするものである。この改正は、明治二二年九月四日の内閣総理大臣黒田清隆宛大蔵大臣松方正義の「請議 月九日、 勅令第六三号(六頁参照)により収税部出張所が置かれたため、徴税令書の発行主体を郡長より府県知事に変

次に、 「閣議請議書」 を掲げる。

に基づいて行われた。

官 房 第四三九号

官房第四三九号

ト定メラレタリ然ニ其後勅令第六十三号ヲ以テ収税部出張所ヲ置キ課税并ニ収入事務ヲ管掌セシメラレタル 曩ニ国税徴収法頒布候時ニ在リテハ従来ノ制度ニ率由シ町村ニ関スル徴税令書ハ郡長ヲシテ之ヲ発セシムル事

リ今日ニアリテハ郡長ノ徴税令書ヲ発スルカ為メニ出張所ハ納税人名并税額ヲ府県知事ニ具申シ府県知事ハ又

之ヲ郡長ニ達シ郡長ハ之ニ由リテ徴税令書ヲ発スルノ順序トナリ其間無用ノ往復ヲ為サゝルヘカラスシテ府県 郡出張所共ニ其不便ニ苦メリ之ニ由リテ郡長ノ徴税令書ヲ発スル事ヲ止メ徴税令書ハ悉ク府県知事ノ発スル者 ト為シ其実際ノ運為ニ至テハ之ヲ出張所ニ処理セシムルドハ事実ニ害ナクシテ其処務敏捷且郡役所事務

ヲ減シ随テ地方税ノ支出ヲ軽クスルニ至ラン仍テ改正按ヲ具(シ)茲ニ閣議ヲ請フ(傍点は山中)

明治二十二年九月四日

内閣総理大臣伯爵黒田清隆殿

大蔵大臣伯爵

松方正義

即

『公文類聚』第一三編巻三、三五 租税門一、徴収諸規、国立公文書館所蔵文書〕

右の「請議書」は、国税徴収法第八条を改正する理由を次のように述べている。勅令第六三号によって収税部出

張所が置かれ、課税ならびに収入事務を管掌させるようになったため「今日ニアリテハ郡長ノ徴税令書ヲ発スル為

メニ出張所ハ納税人并税額ヲ府県知事ニ具申シ府県知事ハ又之ヲ郡長ニ達シ郡長ハ之ニ由リテ徴税令書ヲ発スル」

(傍点は山中)という順序となっている。「其間無用ノ往復」をしなければならない。そのために「府県郡出張所共

二其不便二苦」しんでいるので、郡長が徴税令書を発するのを止めて府県知事が発するようにし、実際の仕事は、

(3•4-400) 948

(2002.11)

収税部出張所に「処理」させれば実害もなく「処務敏捷」となり、「郡役所事務ノ一部ヲ減シ随テ地方税ノ支出ヲ

この「請議書」に見られるように、収税部出張所の職務の一つは「納税人并税額」を府県知事に具申することに

(阪大法学)

軽クスル」ようになるであろう。

纒メ」て、所管収税部出帳所に「差出」された「(土地)共有者名簿」を反映し、それと同様の登録内容となった 掲明治二三年九月、大阪府訓令第五四号によって、土地共有者が「調整」させられ、市区役所・町村役場から「取 たものと言えるのである。それ故、収税部出張所によって当然に取り扱われたと考えられる土地共有者台帳も、先 職務を行なうため、「二人以上ノ共有……ニ係ル土地」について納税人と納税額を調査、確定するために発せられ あったのである。従って、先掲明治二三年(一八九〇)九月、大阪府訓令第五四号は、まさにこの収税部出張所の

従って、土地台帳の「所有(質取)主氏名」欄・土地共有者台帳の「共有者氏名」欄の登録事項を納税人氏名と解 土地共有者台帳「摘要」欄の登録事項を持分権の歩合を登録することによって、実体的には地租納税額の歩合=

ものと推定されるのである。

割合を表示したものと解するのが相当である。この点のさらなる究明は、むすびにおいて行ないたい (本稿四〇三頁~)。

(五)明治二八年一月二六日、大蔵省訓令第四号、 収税署事務取扱規程に規定する「所有権ノ歩合等」

号、収税署事務取扱規程である。 「歩合」)、「平等共有」と類似の規定の文言が見られるのは、明治二八年(一八九五)一月二六日の大蔵省訓令第四 ついで、明治二三年(一八九〇)九月、大阪府訓令第五四号「摘要」欄に規定されている「歩合共有」(共有の 本章の主題と関連するので、ここで検討しておきたい。

方官官制改正により収税署となり府県内枢要の地に置かれたものである (明治財政史研究所、一九二七年、一二○頁参照)。 第二二五号、地方官官制改正により直税署・関税署となり、さらに明治二六年一○月三一日、勅令第一六二号、 さて、明治二八年一月、大蔵省訓令第四号、収税署事務取扱規程は、 収税署と言うのは、収税部出張所の後身である。収税部出張所は、明治二三年(一八九〇)一〇月一一日、 第一条の本旨に則って解 勅令 地

規程」の中で、本節の主題と関連する条項を左に掲げる。 ○大蔵省訓令第四號

釈しなければならないのは当然である。

収税署地租事務取扱規程左 ノ通相定ム

府縣

除縄

ク縣

但明治二十二年大蔵省訓令第十五號ハ之ヲ廢止ス 大 蔵

収税署地租事務取扱規程

明治二十八年一月二十六日

第一條 収税署長ニ於テ土地又ハ所有者住所氏名ノ異動ニ關スル願屆書ヲ受ケタルトキハ

大 臣 渡 邊 國

武

地租事務整理簿

(阪大法学) 52 (3・4-401) 949 (2002.11)

(榛式)) ニ之ヲ記入シテ主任者ニ交付シ主任者ハ土地臺帳ノ照合其他必要ノ調査ヲ了スル毎ニ順次同簿ニ該第一勢

月日ヲ記入シ置キ其事蹟ヲ明瞭ナラシムヘシ

実地検査ヲ要スル願屆書ハ検査以前ニ於テ野取圖ノ検算及該異動地、比準地ノ等級段価等帳簿地圖ト

對照調査ヲ遂ケ定期ト臨時トニ區分シ事務ノ緩急ヲ量リ之ヲ検査ニ付スヘシ其検査ヲ要セサルモノハ相當ノ

調査ヲ遂ケ速ニ處分ノ手續ヲ為スコトヲ要ス

第五條 第四條 實地検査ヲ了シ検査員ヨリ復命シタルトキハ更ニ其當否ヲ調査シ速ニ處分ノ手續ヲ為スヘシ 前二條ノ處分ヲ了シタルトキハ式ニ從ヒ其時々土地臺帳及地圖ヲ訂正シ該願屆書及土地臺帳異動整理

(阪大法学) 52 (3・4-402) 950 [2002.11]

簿 (鎌二號) 二其要領ヲ記入シ速ニ登記所及市町村役場へ之ヲ通報スヘシ

第六條 収税署長ニ於テ土地所有權ノ移轉又ハ質入等ニ關スル登記所ノ通知ヲ受ケタルトキハ登記所通知整理

簿 (簾5号) ニ之ヲ記入シテ主任者ニ交付シ主任者ハ土地臺帳ノ訂正ヲ了シタル後該通知書ヲ添ヘ之ヲ市町村

役場ニ通報シ其月日ヲ同簿ニ記入シ置クヘシ

右に見られるように、明治二八年(一八九五)一月二六日の大蔵省訓令「収税署地租事務取扱規程」第七条は、 等ヲ明カナラシムヘシ(以下略―山中注、傍点は山中)

「共有地に関する異動」について「前二条 (六条を参照されたい——山中注) ノ訂正ヲ爲ストキハ共有地臺帳ヲ訂正シ共有

者ノ住所氏名及所有権ノ歩合等ヲ明ラカナラシムヘシ」(傍点は山中)と規定している。

右の「規程」中にある「共有地台帳」は、「土地共有者台帳」或いはそれと同様の性格と機能を持つ公簿を指称

したものと考えられる。また「所有権ノ歩合等」の文言も、先掲明治二三年(一八九〇)九月一九日の大阪府訓令

者を明らかにして、むすびとしたい。

言も、大阪府訓令第五四号の「摘要」欄に規定された「歩合共有」(共有の「歩合」)、「平等共有」などの文言と同 既述したように、この「規程」は、収税署の地租に関する事務処理規程である。従って、「所有権ノ歩合等」の文 第五四号の じく、実体的には、共有地についての持分権の歩合に基づく地租負担の歩合=割合を意味するものと解さなければ 「摘要」欄の「歩合共有」(共有の「歩合」)、「平等共有」などの文言と同義語と考えられる。

帳と同様に、 ることにも注意しておかなければならないのである。 また、この明治二八年一月二六日、大蔵省訓令、収税署事務取扱規程は、共有地台帳や土地共有者台帳が土地台 地租課税台帳であること、就中、土地共有者に対する地租課税台帳であることを明確にするものであ

む び

何故、「大字池尻」と登録されたか、またへど池池敷・堤塘が免租地であるにもかかわらず、何故、へど池池敷 「大字池尻外三ケ大字共有地」と登録されたか、へど池池敷・堤塘の土地共有者台帳の「共有者氏名」欄の筆頭に、

台帳の性格と機能を究明することにより、へど池池敷・堤塘の土地台帳の「所有(質取)主氏名」欄に、

堤塘の土地共有者台帳の「摘要」欄に、大字池尻「歩合(ニ)関セズ」、大字東野「四分弐厘」、大字菅生・大字平尾

塘の土地台帳・土地共有者台帳の登録事項の持つ意味について解明し、末尾において、へど池池敷・堤塘の所有権 「五歩八厘」と登録されたか、またそれらの登録事項が、どのような意味を持っているのかなど、へど池池敷・堤 最後に、本稿が既に検討・追究してきたことを要約、再論しつつ、さらに考察をすすめ、土地台帳・土地共有者 何故、 52 (3•4-403) 951 (2002.11)

(一)土地台帳・土地共有者台帳の性格と機能

既述したように、土地台帳規則が公布された明治二二年(一八八九)三月には、国税徴収法が公布(施行は、明治 (阪大法学) 52 (3・4-404) 952 (2002.11)

二二年四月一日)された。それに伴い同年五月九日、勅令第六三号をもって、各郡役所、市役所の所在地に府県収

税部出張所が設けられ、収税属なる官吏に土地台帳に関する事務や国税に関する事務(地租徴収を含む)などを取

り扱わせたのである。そのため、右の勅令の立法理由を述べた明治二二年四月二五日付けの「閣議請議書」

雑ナル固ヨリ他ノ行政事務ヲ処理スルノ比ニアラス」と述べて、土地所有の移転等が激化して、その事務が繁忙を て「閣議請議書」は「而シテ土地ノ所有ノ移転及ヒ質入ニ依リ登録ヲ要スルモノ年々数百万筆ニ上リ其ノ事務ノ煩 て、土地台帳が地租徴収のための原簿であり、其の登録は正確を期さなければならないとしているのである。続い (七頁参照)も、その冒頭に「土地台帳ハ地租ヲ徴収スルノ原簿ニシテ其登録スル所最モ正確ナラサル可ラス」と述べ(本稿三八)も、その冒頭に「土地台帳ハ地租ヲ徴収スルノ原簿ニシテ其登録スル所最モ正確ナラサル可ラス」と述べ

所、市役所の所在地に収税属なる官吏(府県収税部)を設けて取り扱わせることによって、郡役所事務の軽減をは かろうとしたと述べているのである。これには、地方税によって運営されている郡役所吏員に、国税徴収事務を取 従って、土地台帳に関する事務や従来、郡長に委任してきた国税に関する事務(地租徴収を含む)などを各郡役 極めていることを示しているのである。

り扱わせるのは制度上適当でないという理由も含まれていた(同上「閣議請議書」参照)。

帳は、 土地台帳を作成する国家(政府)の意図があった。土地台帳の作成に当たっては、土地の実況を厳しく調査する目 地台帳記名者ヨリ徴収ス」と規定した。こうして明治二二年三月二三日、 ついで明治二二年(一八八九)一一月三〇日に公布された改正地租条例(法律第三〇号) 第一二条は、「地租ハ土 |地租徴収台帳||地租課税台帳であり、その「記名者」から徴収されることが明確にされたのである。 法律第一三号 (五頁参照) に続き、 土地台

蔵大臣内訓の中で、

は

この大蔵大臣の内訓も、

土地台帳は、

政府

れ 確定作業が行なわれた。このような経緯の中で、「二人以上ノ共有……ニ係ル土地ニ」ついて「(土地) 「調製」させ「歩合共有」(共有の「歩合」)、「平等共有」の別などを収税部出張所へ届け出るよう 共有者 的で

「地押

調査」

が実施された。

とくに共有土地の地租負担者の確定については、

その異動を含めて厳しく調査さ

に命じる明治二三年(一八九〇)九月一九日、 大阪府訓令第五四号が発せられたのである。 ついで明治二八年

八九五)一月二六日には、大蔵省訓令第四号、 収税署地租事務取扱規定中第七条に「共有地ニ関スル異動ハ……共

有地台帳ヲ訂正シ共有者ノ住所及所有権ノ歩合等ヲ明カナラシムヘシ」と規定されたのである。

しかも一

帳の性格について「土地台帳ナルモノハ政府ニ取テハ地租ヲ課スルノ元本ト為リ又土地所有者ニ取テハ自家不動

|地押調査||を行なうに当たって大蔵省主税局長は、既に明治二一年(一八八八)(月日不祥)

に

土地

ヲ ‧明記セル正本ナリ」(五巻租税≒]八九六頁)との「口演」を行なっている。既に明治二○年(一八八七)二月から登記

法が施行されているにもかかわらず、政府(大蔵省主税局長)が「土地台帳」に地租課税台帳と「不動産ヲ明記

ル正本」という二様の役割を持たせていたことは重要である。この二様の役割こそが土地台帳、 従ってまた土地共

為メノ目的ニ出タルモノニシテ」(史」 ハ、カ、五頁゜) と述べられていることからも明らかである。 作成された時からの土地台帳についての政府の考え方であった。それは、 官布告第七号「地租条例」の施行に基づいて、町村戸長役場所管の公簿として土地台帳 有者台帳の基本的性格と機能であると言わなければならない。これは、明治一七年(一八八四)三月一五日、 土地台帳について「一ハ収税上重複遺漏ナキヲ期シ、一ハ人民土地所有ノ権利ヲ鞏固ニスルカ 明治一九年 (一八八六) 七月三一日の大 (号達「地租ニ関スル諸帳簿様式」)が(明治一七年一二月大蔵省第八九)が 太政 52 (3•4-405) 953 (2002.11)

「自家不動産ヲ明記セル正本」であるという土地台帳・土地共有者台帳の二様の役割=基本的性格と機能を明確 (大蔵省) にとっては、 地租課税台帳であるが、 土地所有者にとって

(阪大法学)

にしたものにほかならない。

「土地共有者台帳」や「共有地台帳」は、上述のような経緯の中で、その作成が政府(大蔵省)によって命じら

れてきたものと考えられる。というのは、次のような理由からである。 既述したように、明治二二年(一八八九)様式の土地台帳も、単独所有地・共有地の双方について作成された。

る箇所は設けられていない。土地台帳の欠陥と言えよう。これは、土地台帳を一見すれば明らかである。従って、 しかし、この土地台帳には、共有地について、共有者の持分権の歩合 (実体的には地租負担の歩合=割合) を登録す

52 (3•4-406) 954

共有地に対する地租課税を完全に行なうためには、土地台帳を補完する施設=公簿がなければならない。

こうして政府(大蔵省)は、「土地共有者台帳」や「共有地台帳」の作成を命じたものと考えられるのである

(「共有地台帳」については、現物を見ていないので、本稿では、これ以上言及することはひかえる)。 従って、「土地共有

(阪大法学)

有地に対する地租課税において土地台帳の課税台帳としての欠陥を補完する施設=公簿としての役割を果したと言 者台帳」の「摘要」欄は、土地共有者の持分権の歩合を登録することによって、実体的には地租負担の歩合=割合 =割合) を登録する箇所が土地共有者台帳には設けられていないからである。その意味で、土地共有者台帳は、共 れば明らかである。土地共有者台帳の「摘要」欄以外には、土地共有者の持分権の歩合(実体的には地租負担の歩合 を登録するためにこそ、設けられたものと言わなければならないのである。これもまた、土地共有者台帳を一見す

大阪府訓令第五四号に規定された「歩合共有」(共有の「歩合」)、「平等共有」なる文言、明治二八年(一八九五)一 有地所有権(者)を登録する公簿と言わなければならないのである。従って、明治二三年(一八九〇)九月一九日、 それ故、共有地に対する地租課税において土地台帳を補完する土地共有者台帳は、 地租課税=徴収に関連する共

す「収税部出張所」は、土地台帳に関する事務や地租などの国税徴収事務等を行なう機関であること、また明治二 年大阪府訓令によって市区役所・町村役場が「各地主ニ於テ」「調整」させた「共有者名簿」を「取纒メ」て差出 共有者=納税人の地租負担の歩合=割合ということにほかならない。このことは、既述したように、先掲明治二三 は山中)なる文言の意味するところは、徴収する国家(大蔵省)の側からすれば、実体的には共有地についての各 月二六日、大蔵省訓令第四号、 収税署地租事務取扱規定第七条の規定中の「共有者ノ……所有権ノ歩合等」(傍点

般に法は、一般的、平均的な事象を対象に立法されることは、周知のとおりである。立法者は、一般的、 、平均

依リ之ヲ処理スヘシ」と規定して、この規程が、収税署の地租徴収事務に関する規定であることを明示しているこ 八年一月、大蔵省訓令第四号収税署地租事務取扱規程は、第一条において「収税署ノ地租ニ関スル事務ハ此規程ニ

とによっても明らかである。

的には「歩合共有」(共有の「歩合」)、「平等共有」「所有権ノ歩合等」という文言を用いて立法することによって、

上の表現と言うこともできよう。 築等も被告東野など三か村(大字)が行なっているという本件のような稀少かつ特殊なケースなどをも含んだ立法 塘の場合のように、池敷・堤塘の所有権が、大字池尻 (村) ほか三か大字 (村) にありながら、当該池水を、 ならなかったのかについては、後述参照)。さらに「所有権ノ歩合等」の「等」という文言は、本件へど池池敷・堤 実体的には地租負担の歩合=割合を把握、確定することができたのである(何故そうしたのか、何故そうしなければ は潅漑用水としてほとんど利用せず、専ら被告東野・菅生・平尾三か村(大字)が潅漑用水として利用し、 また明治二三年九月、大阪府訓令第五四号、 明治二八年一月、大蔵省訓令第四号、 収税署地租事務取扱規程等二 池の修 池尻村 (阪大法学) 52 (3.4-407) 955 (2002.11)

つの訓令の立法趣旨(意図)を考えるに当たっては、既述したように、大阪府訓令によって、市区役所・町村役場

事務や地租などの国税徴収事務等を行なう機関であること、収税署事務取扱規程は、収税署が地租に関する事務を (2002, 11)

処理するために立法されたものであること(先掲、収税署地租事務取扱規定第一条参照)なども考慮に入れておかな

が「各地主ニ於テ」「調整」させた「共有者名簿」を「取纒メ」て差出す「収税部出張所」は、土地台帳に関する

ければならないのはもちろんである。ともあれ、大阪府や国からすれば、「歩合共有」(共有の「歩合」)、「平等共有」 「所有権ノ歩合等」を届けさせることによって、一般的、平均的な共有土地所有権者の地租負担の「歩合」=割合の 確定を行なうことができたのである。共有地について地租負担の歩合=割合を把握、確定するためには、立

本帝国憲法の半ば公式的な逐条説明書である伊藤博文著『憲法義解』が述べているように「国家は租税を賦課する しかし、それ以上に、国家=政府(立法者――これにはもちろん大阪府も含まれる)にとって重要なことは、大日

このような文言が用いられた理由の一つと言えよう。

家の存立に必要なる経常税の徴収は専ら国権に拠る者にして、人民の随意なる獻饋に因る者に非」(同上、一〇五頁) の権」(註、岩波書店、一九四〇年、五一頁) があり、「臣民ハ之ヲ納ムルノ義務」があると言うことである。また同書は、「国の権」(伊藤博文『憲法義解』宮沢俊義校) があり、「臣民ハ之ヲ納ムルノ義務」があると言うことである。

ず、とも述べている。つまり、課税権は、国家=政府(立法者)にあって、租税は「人民」の「随意」な「獻饋」 (贈り物)ではない、と言うのである (本近代法論) 法律文化社、二〇〇二年、八七頁参照)。 これが明治国家の租税に対する基本

的な考え方であった。

(納税額)やその歩合=割合を届出させ、それを土地台帳や土地共有者台帳に登録するようなことは、あってはな このような当時の明治国家=政府(立法者)の租税に対する基本的な考え方からすれば、国民に自己の課税負担

法者としては、一般土地所有者の「自家不動産ヲ明記セル正本」という土地台帳に対する認識に立って「歩合共有 (共有の「歩合」)、「平等共有」「所有権ノ歩合等」の文言を用いて立法する方が、届出させやすいと考えたことも、 (阪大法学) 52 $(3 \cdot 4 - 408) 956$

的には、 者台帳の 権ノ歩合等」というように共有地の持分権の「歩合」=割合を届出させ、それを土地共有者台帳に登録し、 分権の る法令を作成するに当たって、共有者に、それぞれ「歩合共有」(共有の「歩合」)とか、 らないことであり、 「歩合」=割合に基づいて課税する以外にとりうる立法手段=方法はなかっ 地租負担 摘要 欄に登録された持分権の歩合を示すような記載事項とか、 (納税額)の歩合=割合を示したものであり、「歩合(ニ)関セズ」という記載事項は、 またなしえないことであった。 それ故、 国家=政府→大阪府としては、 「平等共有」とかの記載事項 たのである。 「平等共有」とか、 共有地に対して課税す 従って、 地租負担を ú 土地共有 その持 「所有

負わない 以上に述べてきた土地台帳・土地共有者台帳の性格と機能の考察をふまえて、 との意味であると、 解さなければならないのである。

帳・土地共有者台帳の登録事項の意味について解明しておこう。 (二) へど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳の登録事項の意味 へど池池敷・堤塘の土地

明治六年(一八七三)七月二八日の地租改正施行規則第七則は「従前一村又ハ数村ニテ貢租弁納致シ来候堤敷

池が田畑の潅漑用水以外の用途に用いられ「利潤」が上ったような場合 (で商品作物が栽培されたような場合) である。 て 墳墓地、 有墓地等ノ類有之候ハゝ自今無税ニ相定候条其反別ノミ可申立事」(傍点は山中)と規定している。この規定により、 ど池池敷・ 堤塘も免訴地となった。 しかし、明治一七年(一八八四)三月一五日、 地目変換」 堤塘は、 (明治一七年三月、 地券交付の段階では、 免訴地は無税地と異なり、 地租条例・明治二二年一一月、 池尻村の単独所有の無税地として地券の交付を受けたものと推定され 太政官第七号布告、 有租地とされる可能性もある。 改正地租条例第三条) 地租条例第四条「公立学校地、 が行なわれた場合はもちろん、 池が埋め立てられ田 へど池池敷 郷村社地 畑となっ

(阪大法学) 52 (3.4-409) 957 (2002, 11)

溜

池 堤塘が免租地であることは、明治二二年 (一八八九) 一一月の改正地租条例(第四条)においても変らなかった。

明治二二年には、改正地租条例のほか、既に述べたように、国税徴収法、土地台帳規則が制定された。 これらの諸法 (2002, 11)

とする民党は、地租増徴を含む増税を恐れ、「民力休養」をスローガンに予算削減を行ない、「安価な政府」の要求 道建設費、官営軍需工場の建設等の諸政策のために増税を伴う予算案を提出し続けた。これに対して地主層を基盤 令に基づいて、地租に重心を置いた租税国家が成立したと、私は考えている(第1] 酒井書店、一九八八年、一九頁以下参照)。 を貫徹した。 この租税国家=明治国家は、周知のように第一帝国議会(明治二三年)以降、軍備拡張のための軍艦建造費、 しかし、この「安価な政府」は短命であった。明治二七年(一八九四)勃発の日清戦争が、これに終

958

 $(3 \cdot 4 - 410)$

が堺県下の大和国に波及したものであるが、堺県当局は、再三、県下各村の動揺防止に努めている。こういった全 では、明治九年(一八七六)に地租改正反対の大一揆も起きている。これは、地租改正反対で有名な「伊勢暴動 ,かに敏感に反応したかは一般に研究者の指摘するところである。池尻村などが大阪府に入るまで属していた堺県 このような諸情況が、当時の農村や農民に地租増徴の危惧を与えたのは当然である。農民が地租の増徴を恐れ、

上行を打ったからである (洋経済新報社、一九六五年、五四頁~六一頁、前掲阪入『明治後期財政史』三三頁~五三頁参照) 上行を打ったからである (井手文雄『要説近代日本税制史』創造社、一九五九年、一五頁~一七頁、鈴木武雄『財政史』東)。

頁、山澄元執筆参照)。「竹槍でちょいと突き出す二分五厘」と言われている農民たちの地租改正反対運動の成果である。九七1年、1二七七)。「竹槍でちょいと突き出す二分五厘」と言われている農民たちの地租改正反対運動の成果である。 ざるをえなくなり、地租軽減の詔書が出された。それは、一月二〇日ころに県下各村に達せられている (編第一巻、一

国各地の地租改正反対の情勢に、政府も翌明治一○年(一八七七)─月四日には、地租を地価の二・五%に軽減せ

た明治二〇年代初頭の諸情況下にあって、 先に述べたような国税徴収法、 土地台帳規則の制定、 池敷・堤塘が無税地から免訴地となったことは、農民の地租増徴に対す 地租条例の改正、 第一帝国議会以降の政府の増税策といっ

る危惧を増幅させたことは、もちろんである。

増の

)共有者として届出て土地台帳・土地共有者台帳に登録することには、

|地として評価されるようなことは予想もされなかった。

従って、

東野など三か村 (大字)をへど池池敷 池尻村 (大字池尻) としても余り問題は

• 堤

池敷が水利のための用水を貯蓄する池という容器の地盤としてしか考えられておらず、

価

な土

当時は、

1

に対して極めて敏感であったのは言うまでもない。 大阪への新接近』嵯峨野書院、二〇〇一年、七四頁~七八頁参照)たちの「権利のための闘争」」字田正・畠山秀樹編『歴史都市圏)。 代市民的意識と考えられるような思想の成長も見られた 、か村の惣代に池尻村の庄屋田中秀次郎もなっているのである (頁~二八六頁、山口之夫執筆参照) た地域である。 かも、 池尻村などが存在する河内地方は、 池尻村が所在する狭山地域も、 幕末に国訴と言われる経済的自由を求める農民たちの闘いなどがあ その例外ではない。天保六年(一八三五) このような河内地方の農民たちが、 (山中永之佑「大阪都市圏における近代市民的権利意識に関する一試論──講員(布川清司『日本民衆倫理思想史研究』明石書店、二○○○年、八六頁~九二頁、 地租およびその増徴の気運 の国訴では、 農民たちの中には、 私領三二 近

二条が 場合に備えて、予め東野など三か村(大字)を地租負担者としておく最も確実な方法は、・・・・・・・ 地租を負担することは困る、 地のへど池池敷・堤塘が、 しかし、東野など三か村(大字)は、 負担させるべきであると考えたのは当然であった。 従って、 記 地租 |名者||= へど池池敷・堤塘を土地台帳・土地共有者台帳に登録するに当たって、 ハ土地台帳記名者ヨリ徴収ス」と規定していたからである。 所有権者とする以外にない。既述したように、 有租地となった場合、 江戸時代以来、専ら用水を利用してきている被告東野・菅生・平尾三か村 へど池をほとんど水利に用いていないのに、へど池池敷・堤塘 これこそ近代市民的権利意識というべきものにほかならない。 明治二二年 (一八八九)一一月の改正地租条例第 大字池尻 彼らをへど池池敷 村 の人々が、 (大字) 免租 に Ó

52 (3.4-411) (2002.11)959

現在のように高

れもまた近代市民的権利意識である。はじめに述べたとおり、本件へど池池敷・堤塘のように、戦後、土地台帳、 しかし、 へど池池敷・堤塘は、本来は、大字池尻 (村)の所有であるから所有権を放棄することはできない。こ

登記簿の一元化が行なわれるまで登記簿が作成されなかった土地の所有者にとっては、土地台帳が「自家不動産ヲ

明記セル正本」(先掲明治二一年、大蔵省主税局長口演)として重大な意味を持ったことは想像に難くない。

ど池池敷・堤塘に対する認識であったと思われる。 、ど池池敷・堤塘の所有権は確保し、明記しておかなければならない。これが、当時の大字池尻(村)の人々のへ

そこで、大字池尻(村)ほか三か大字(村)が協議して、へど池池敷・堤塘の土地台帳の「所有

(質取)

主氏名」

体的には地租負担の歩合=割合である「四分貳厘」(大字東野)・「五分八厘」(大字菅生・大字平尾、各二分九厘づ 時代以来のへど池の用水利用比率に比例した池の修築等の賦課負担の割合 (トハイニ፬参照゚)をそのまま継承した、実 として大字池尻に続いて三か大字 (村) 名を登録し、それぞれの「共有者氏名」欄の上段の「摘要」欄には、江戸 氏名」欄の筆頭に「大字池尻」と登録し、その上段の「摘要」欄には、実体的には地租は負担しないという意味で 「歩合(ニ)関セス」と登録し、東野・菅生・平尾三か大字(村)は、土地共有者台帳の「共有者氏名」欄に共有者

このことは、既述したように、土地共有者台帳が、土地台帳を補完する共有地についての地租課税台帳であるこ

つ)を「持分権の歩合」として登録したと考えられるのである。

=割合を登録する箇所は、 国家が把握、確定することを必要とする共有地についての持分権の歩合=実体的な地租負担の歩合 一見すれば明らかなように、土地共有者台帳の「摘要」欄以外には設けられていないこ

とによっても、確証されるのである。

欄に「大字池尻外三ケ大字共有地」と登録し、大字池尻(村)は、へど池池敷・堤塘の土地所有者台帳の「共有者 何とか (阪大法学) 52 (3・4-412) 960 [2002.11]

(三) へど池池敷・堤塘の所有権者

土地台帳・土地共有者台帳に登録する段階で、原告大字池尻および被告東野・菅生・平尾三か大字の持分権平等な

以上、本稿の考察から、へど池池敷・堤塘の所有権は、本来的、基本的には、池尻村 (大字池尻) にあったが、

共有地となったと考えられるのである。

当然のことながら「鑑定意見書」を研究者としての考察に立って真摯に論述しているのであって、原告側の立場に 本稿は、原告の訴訟代理人の依頼によって私が作成した「鑑定意見書」をもとに執筆したものである。しかし、私

立って論述しているのではない。本稿もまた同様であることをおことわりしておきたい。 なお、本稿では、紙幅の制約上、注記についてもできる限り割愛したこともおわび申し上げるとともにおことわりし

ておく。

(2) 本訴訟の請求の趣旨および原因は、へど池池敷・堤塘が土地収用法にもとづき大阪府によって収用されたため、そ の補償金の配分をめぐるものとなっているが、基本的原因は、へど池池敷・堤塘の所有権者が確定していないことにあ

(3) 後述するように、土地台帳は、同帳と登記簿を一元化する昭和三五年(一九六〇)三月三一日の法律第一四号、不 本稿では、以下、旧の文字を省略する。本稿の題目の表記についても同様である。 動産登記法の一部を改正する等の法律により廃止された。従って、旧土地台帳・旧土地共有者台帳と言うべきであるが、

(4) 私は、「池敷所有権の帰属について-九年〕題する論稿を執筆している。 -和泉国大鳥郡福田村清水池の場合――」〔阪大法学四九巻三・四号、一九九

(5) 関連条文を掲げておく。

明治二二年三月一四日、法律第九号 国税徵収法

ヲ發スヘシ

地租及勅令ニ依リ市町村ニ於テ徴収スヘキ國税ヲ徴収スルトキハ府縣知事ハ市ニ郡長ハ町村ニ對シ徴税令書

阪大注学)59 (3•4-413) 961 (9009 11)

前項外ノ國税ヲ徴収スルトキハ市ニ於テハ府縣知事町村ニ於テハ郡長ヨリ各納税人ニ對シ徴税令書ヲ發スヘシ

第八條第一項ノ場合ニ於テハ各納税人ハ税金ヲ市町村収入役ニ拂込ミ其領収證ニ市町村長ノ検印ヲ得テ納

税ノ義務ヲ了ルモノトス但町村會ノ議決ヲ以テ町村長ニ収入役ノ事務ヲ委任スルコトヲ得

第八條第二項ノ場合ニ於テハ各納税人ハ税金ヲ金庫ニ拂込ミ其別符附領収證ヲ得之ヲ収入官吏ニ差出シ其別符ノ切

市町村長ハ市町村収入役ニ於テ受領シタル税金ヲ受取之ヲ金庫ニ拂込ミ其別符附領収證ヲ得之ヲ収入官吏

二差出シ其別符ノ切離及領収證ノ検印ヲ得テ其義務ヲ了ルモノトス

離及領収證ノ検印ヲ得テ其納税義務ヲ了ルモノトス

6 この基本的な考え方は、現代にも継承されている、と言えよう。

7 有之水草其他ノ利潤アルモノハ相当ノ池沼代価ヲ定メ規則ノ通収税可致事」と規定している。また明治一七年(一八八 たとえば明治六年(一八七三)七月二八日、大蔵省事務総裁達、地租改正施行規則第一一則は、「池沼等ニテ持主

四)地租条例、明治二二年(一八八九)改正地租条例ともに第三条において「有租地」の「池沼」を「有租地」の第1

(8) この点も、別稿において考察する予定である。

類としている。

までのご厚誼に対し厚く御礼を申し上げますとともに、両教授のいっそうの御研究の進展と御健勝をお祈り申し上げま 田中茂樹教授、松岡博教授には、無事、定年を迎えられ退官されますことをお慶び申し上げます。両教授のこれ

院国際公共政策研究科博士後期課程学生・大阪芸術大学非常勤講師)からも御助力をいただいた。 教示をいただき、資(史)料蒐集についても御助力をたまわった。資(史)料蒐集については、高倉史人氏(大阪大学大学

本稿を草するに当り、福島雅蔵氏(花園大学名誉教授)、中尾敏充氏(大阪大学大学院法学研究科教授)に貴重な御

末筆ながら各位に深甚の謝意を表するものである。 また大阪大学大学院法学研究科資料室の嶋篤子氏にも大へんお手数をおかけした。

> (阪大法学) 52 (3・4-414) 962 (2002, 11)